真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年3月13日

事務事業名	不妊治療費助成事業	担当課・係	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係
政策名　No	2　「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	関連する SDGs･DX	
施策名　No	1　子育て支援の充実		

成果指標	名　称	初年度からの実績値の比較						目標値
		単　位	R7	R8	R9	R10	R11	R11
	合計特殊出生率	―	1.09					1.54
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	98.5					維持

事業内容

不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、次世代育成の推進を図るためその治療費の一部を助成する。

【対象者】保険診療適用外の体外受精または顕微授精を受けた法律上の婚姻をしている夫婦で真岡市内に１年以上前から住所を有し、市税に滞納がない者
【所得制限】なし
【助成額】不妊治療に要した費用に対して、1/2を補助。体外受精と顕微授精の特定不妊治療における、初回申請年度については、要した費用の30万円を限度に助成。
【年間限度額】15万円（特定初回30万円）
【助成期間】5年間

・平成16年度　県（国）の不妊治療費助成事業が開始。
・平成17年度　不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減のため、市単独で事業開始。（真岡市次世代育成支援対策行動計画による）
・平成21年度　助成期間を４年間から５年間に拡大。
・平成21年10月　助成対象を第１子のみから第２子以降に拡大。
・平成28年10月　特に高額になる特定不妊治療に関する初回申請年度については、年度限度額を15万円から30万円までに拡大。
・令和4年4月　令和4年診療分から、治療開始の時点で女性が43歳未満の場合に保険が適用されるようになったが、保険には年齢や治療回数の制限があるため、引き続き保険適用外の不妊治療に対しての助成を継続。不妊治療が保険適用されたことに伴い、県の不妊治療費助成は廃止された。
令和6年度助成件数　10件

前年度の課題（Check）

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図り、安心してこどもを産み育てる環境を整備している。
令和4年度から、不妊治療の内、人工授精、体外受精、顕微授精、胚培養、胚凍結、胚移植が健康保険適用となり助成件数は減少している。

【課題】
人口減少の対策として、不妊治療制度の拡充が必要である。

7年度振り返り

【1】実績（Do）７年度に実施した事業
・保険診療適用外の不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）の検査費・診療費に対して助成（年齢制限なし、所得制限なし、通算5年補助）
・補助率は治療費の1/2（年度上限15万円）　※特定不妊治療の初回申請年度に限り、補助率にかかわらず、年度上限30万円まで補助
・保険適用化に合わせた実施要綱の一部改正
・現行制度の不妊治療助成制度の見直し案作成
・新規事業として不育症治療費助成制度の案作成

【2】結果と課題（Check）
人口減少対策を踏まえ、保険適用外となっている不妊治療の助成について、適正な制度の見直しを引き続き検討していく必要がある。

今後の方向性と具体策

□ 廃止　□ 休止　□ 目的絞り込み　■ 目的拡充　□ 事業統廃合　□ 事業のやり方改善　□ 予算削減　□ 予算増大　□ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【3】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

(1) ただちに取り組むべきこと
現状に合った不妊治療制度の見直し案について検討を進め、9月までに見直しの方向性を確立していく。

(2) 長期的な計画で検討すること